

## 公益財団法人モラロジー研究所研究センター 公的研究費の適正管理に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人モラロジー研究所研究センター（以下「センター」という。）に所属する研究者の研究活動における公的研究費の適正な管理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、「公的研究費」とは、科学研究費（以下「科研費」という。）その他の競争的資金及び政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等（以下「文部科学省等」という。）から本学に配分される公募型の研究資金をいう。

### (責任と体系)

第3条 センターの公的研究費を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2 センターを統括するセンター長は、最高管理責任者として、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、これらを実施するために必要な措置を講じる。また、本条第3項及び第4項に定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が、責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者を補佐する副センター長は、統括管理責任者として、公的研究費の運営・管理についてセンターを統括する実質的な責任と権限を負う。統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づきセンター全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 各研究室の室長及び事務長は、コンプライアンス推進責任者として、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を負う。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターにおいて具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正使用防止を図るため、センターの公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) センターにおいて、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### (職名の公開)

第4条 前条に規定する最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス責任者を置いたとき、またはこれを変更したときは、その職名を公開する。

### (相談窓口)

第5条 センターにおける公的研究費にかかる事務処理手続及び使用に関するルール等について相談を受け付ける窓口を、センター事務室に置く。

2 相談窓口は、公的研究費に係る研究遂行を適切に支援しなければならない。

(経理事務)

第6条 公的研究費に係る契約、旅費等の経理に関する取扱いは、別に定める「公的研究費事務取扱要領」に定めのある場合を除き、経理規程等によるものとする。

(コンプライアンス教育)

第7条 センターに所属する研究者は、不正防止対策の一環としてセンターが実施するコンプライアンス教育を受け、次に掲げる事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 不正使用を行わないこと
- (2) センターの諸規程に遵守すること
- (3) センターの諸規程に違反して不正使用した場合は、センター、文部科学省等による処分及び法的な責任を負担すること

2 誓約書の提出がない場合には、公的研究費の申請、運営及び管理に関わることができない。

(不正使用に関する対応)

第8条 最高管理責任者は、競争的研究資金の執行にあたり不正の発生する要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

2 不正使用に関する対応については、別に定める。

(不正防止計画の推進)

第9条 公的研究費の不正防止計画を推進するために、防止計画推進部署を置き、センター事務室が担当する。

- 2 不正防止計画推進部署の不正防止計画推進責任者には、事務管理責任者を充てる。
- 3 不正防止計画推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、不正防止計画の推進についての実質的な責任及び権限を有する。
- 4 防止計画推進部署は、センター全体の具体的な不正防止対策を策定及び実施し、実施状況を確認する。

(モニタリング及び内部監査)

第10条 公的研究費に係るモニタリング及び内部監査については、別に定める。

(公的研究費の管理)

第11条 センター所属の研究代表者へ交付された公的研究費及びその他の研究機関の研究代表者からセンター所属の研究分担者に配分された公的研究費の管理は、センター所属の研究代表者及び研究分担者（以下「研究者等」という。）に代わり、センター事務室がこれを執り行う。

(設備等寄付)

第12条 研究者等は、固定資産及び物品管理規程で定める機器備品又は図書（以下「設備等」という。）を公的研究費において購入した場合は、購入後直ちにセンターに寄付しなければならない。ただし、研究上支障が出る場合は、文部科学省等の承認を得て、寄付を延期できる。

2 センター事務室等は、当該研究者等が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、過去に寄付を受けた設備等を当該研究者等へ返還しなくてはならない。

(間接経費の受入)

第13条 センターは、研究者等が交付を受けた間接経費について、当該研究者等から譲渡を受け入れ、これに関する事務を行う。

2 研究者等が他の研究機関に所属する又は補助事業を廃止することとなる場合には、直接経費の残額の 30 パーセントに相当する額の間接経費を当該研究者等に返還する。

(公的研究費の使用)

第 14 条 公的研究費の使用は、文部科学省等の使用ルールを基に、原則として、センター諸規程に則り行う。

(利子の管理)

第 15 条 公的研究費における直接経費は無利子口座による管理を原則とするが、利子が生じた際にはセンターへ譲渡する。

(不正な取引を行った業者の処分)

第 16 条 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、別に定める規程によって最高管理責任者が適宜決定する。

(事務の所管)

第 17 条 この規程に関する事務は、センター事務室が所管する。

(規程の改廃)

第 18 条 この規定の改廃は、運営会議の審議を経て、センター長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より改定施行する。